



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033番
3034番
編集兼 古賀 徳 穂
発行人
年間600円 送料共

号外

職場討議資料

CO・遺族の闘争推進について

徹底した職場討議で 展望を切り開き 前進しよう!!

かねて中央執行委員会の手許で準備されていた、CO・遺族の闘争推進のための方針案が、いよいよ中央委員会（二十二日）を通じて全組合員に提案された。この闘争を包む情勢がきまじきを加えている。問題は深刻さを示している。いまこそ「成果を確立し、CO・遺族の闘争を正しく、自発性と創意性から生まれる闘争へのもろいあけを期待し」「当面する三池炭坑内火災、第四次合理化と結合をはかり、生命と生活を守る闘争」として発展させる「方針案」のため、徹底した職場討議をもって展望を切り開き、前進しよう。

はじめに

資本主義体制下における反合理化闘争としての「CO・遺族の闘争」は、あらゆる困難な情勢に反対しながら、階級戦線の広がりや力量をたかめる闘争を続けてきました。しかし、現情一私たちがとりまく情勢は、いかにきびきびと増し、体制づくりの必要性が再認識されつつあります。私たちがこの現情を正しくとらえ、大衆の自発性、創意性から生れる闘争への盛り上がりや期待し、討議をお願いする次第です。

執行部は、大衆討議の決定を待ち、山元における具体的闘争を早急に組織し、当面する三池炭坑内火災、第四次合理化と結合をはかり、生命と生活を守る闘争として発展させたいと思っております。

現情はどうか 一、中央協定成立後の情勢について

一月二十一日成立した中央協定をめぐって、多くの議論がなされました。主な意見として、

一、総評、炭労、三池の三つの組織の弱体性、極端な組合員不足、闘争遂行上の重荷をはねのける力量の不足のため、戦線整備という理解にたつて協定すべきだとする主張

二、この協定は、今後のCOの闘争を闘えなくする一つの視点に立ち、戦線縮小を意図したものと見て、協定すべきでないとする主張

以上二つの主張は、いずれもCOの闘争を敗北であるとするのではなく、今後のCOの階級的に拡大発展させるために、この道を避けるべきであるかという前提にたつての議論でありました。しかし、やむを得ずと片方の主張に対して、今日までのCOの闘争の経過と反省からして、今後の闘争に対して期待と願望のみで闘おうとする闘争の情勢、見通しにたいする甘さを批判し、また一方は、今日までの闘争は総評・炭労の組織実態を認識しながらどうCOの闘争を発展させるかという考え方の違いにたつて、現情としてその考えを改訂すべきでない

と見て、独断的な構えを批判するものもあつた。

この相違点は、いまだ一致せず、闘争に悔惜感を与え、全組合員と家族の闘争への意欲を阻害したものと考へます。

二、村上私案のわらいと組合の方針

労働者が参院社労委の決議を今々に、四月一日、一月二十一日の治癒認定の強行措置に対して、社会党、総評、炭労、三池がその不当性を追及する闘いを組んだ。その事態を收拾するための措置として、世論に対する情勢を判断し、表面は悪く患者には治療を続ける姿を示しながら、本質的には打ち切りを合法化する政治的配慮であった。

※村上案の要点
治療認定を組合は了解することを前提として、特別リハビリ制度を設ける。人員は約九十名とし、六カ月乃至一カ年間治療と訓練を行う。職場復帰した患者の現情は次の通りです。

一、七級認定のために前項の医師団は、新たに資料をとり認定した。

二、経過措置の金の問題については、別途話し合ふ。

三、組合の方針

組合は当初、都合のよい処は実施し、都合の悪いところは認めないという三池の態度で、総評、炭労と意思統一を行なう。その後、組合の方針を労働者に認めさせるため交渉した結果、労働者の態度として「組合側医師の診断を認めることはできない。政府側の医師の診断を認めてもらいたい」との説明があり、この問題がかたがたでは、金の問題の処理も不可能であるとしてきました。組合側としては、これ以上金額が多くなるとは、組織（総評、炭労）の内部事情がよして許されないという事情から、結果的に村上案通り実施することになりました。このため、

一、健康管理も政府の医師にすることとする。

二、七級認定の資料も、組合側医師の診断が尊重されるという保証も、不明確である。

三、特別リハビリも、月額四八〇〇円の手当が支払われるのみで、その生活は補償されません。

このように村上案は、現在の闘争として大きな問題をのこしているわけだ。

三、患者の現情について

協定成立後治療を打ち切られた患者は、組合推せん医師の診断に基づき、坑内復帰者二十七名、坑外復帰者百十七名、治療継続中の者八十一名、他停年退職した者二十三名となつています。職場復帰した患者の現情は次の通りです。

一、坑内に帰った者

① 少し温度の高い箇所、または通気の悪い所に配役される。すべ気分が悪くなり、欠勤することが多い。

② 仕事をしても、咳や息苦しさが増える。

③ 組合側医師の診断も、再発申請の必要があるで診断した人も多。

④ 治療のため毎日医師の診察をうけに行き者も多。

ロ、治療継続中の者

① 医師による治療と訓練が、全く受けられず、つら。

② 「治療の補償」「生活の補償」を会社、政府に対して要求してきたことが、村上案をうけたことによつて阻害されてる。

ハ、坑外作業についた患者

① それぞれ後遺症を残している。当然、治療と投資を必要とします。組合は、治療の中止は病状を増悪するようである。治療の補償を要求しているのです。しかし、政府の態度は、病状が固定し、これ以上治療を必要としない主張しています。

② 生活の補償についても、二万円以下の収入がなく、その上、必要な治療も診察に行けば賞金カットされ、更に収入が減少してつら。

③ 健康管理についても争いがあるため、投資するに受けていない患者もあつた。

四、遺族の現情について

遺族はわずかな労災補償と、会社の甲斐金もすて毎日の苦しい生活に、使ひ果した人が多くあつた。アンソニット、縫製工場の切れている遺族たちは、百五十円、百五十円というわずかな賞金のもので生活し、中には病気でたれた人まであつた。このほか、会社は、このように十分な補償を与えることに自ら重大責任を回避し、いままざの遺族を放棄しようとしてる。

以上のように、CO患者になったが故に、当然政府や資本の責任にたつて、補償すべき治療や生活の問題が全く放置されているのです。私たちがこの矛盾を正しく把握し、全組合員、家族が自己のものとして認識しなければなりません。

五、経過措置の諸問題について

① 経過措置の現状

一月二十一日協定日までの諸費用一億四、一〇〇万円と毎月の利子約一〇〇〇万円については、今後のCOの闘争をすすめるためにも大変なことであり、経過措置を明確にし、運動上の問題を相談

するため、戦術委員会が上京して、総評、炭労と話し合った結果、当初の分析よりきびしさを確認しました。

一、三井炭坑からの一、三〇〇万円は既に受け取つてる。

ロ、労働省の三、〇〇〇万円は可能性があるが、納入期間が不明確である。

ハ、炭労の五〇〇万円（二、一〇〇〇万円）は、大衆討議期間中になつてはいるが、相当の努力が要る。

ニ、残り約八、〇〇〇万円については、総評として、五月二十四日の評議員会に任意カンパとして三〇〇万円を提案した。あまり多くは期待できなうが、これからのきまじき限り努力するが四、〇〇〇万円程度あつたれば、上々と思つてつら。

ホ、三池労組が主張する経過措置の責任を機関として確認する。総評の現状として困難である。

ハ、総評の一般会計から本年度一、〇〇〇万円を支出する。

② 経過措置をめぐる論争

今日までのCOの闘争の大きな圧力となつたのは、経過措置（金）である。二、三億に入る。協定時、また村上私案をめぐりても常に圧力となり、闘争への混乱をもたらした。この事実を、私たちが、この事実を理解せずしての戦力の使用は、やがては闘争の破綻を招きます。このことは、すでに歴史の示す通りであり、戦術、戦術をも喪失させ、混乱と打撃をうけるもの

この意見は、私が出たものではなく、昨年二月総評大会を前に、一部の意見として、金の問題は、その処置方法について明らかにしておかないと、金の圧力で取り引きされる恐れがある。この対策は、いまからたつておくべきだと強く主張がなされた。

また一方の意見として、「いま、金の問題を持ち出すことは、やむを得ずば、政府との妥協を意図する中央の動きにより、CO遺族闘争が終結になる恐れがある」との主張と意見が対立し、いまもなお意見の一致をみず、運動の進め方に影響を与えていることは事実です。情勢の判断は各々あつたにせよ、昨年二月総評大会にカンパを訴え、八月大会で集約するよう努力が成功したとするなら、今日の苦悩も、闘争の状態も変つていたと思ふ。闘争の高揚期こそ、戦力の裏づけは大衆に依拠して確立していかなければなりません。

（二）ページ上段（一）